

藤沢市いじめ問題調査委員会委員及び専門委員の委嘱について  
次の者を藤沢市いじめ問題調査委員会委員及び専門委員に委嘱する。

2022年（令和4年）2月10日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

(1) 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別
岡本 将太			弁護士	新任

(2) 任期

2022年(令和4年)2月24日から2023年(令和5年)6月30日まで

(3) 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市いじめ問題調査委員会委員が辞職したことに伴い、藤沢市いじめ問題調査委員会規則第2条及び第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

[参 考]

藤沢市いじめ問題調査委員会規則 抜粋

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者

- (3) 心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者
  - (4) 教育に関し学識経験を有する者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## 2 藤沢市いじめ問題調査委員会専門委員の委嘱について

### (1) 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別
石野 百合子			弁護士	新任

### (2) 任期

2022年(令和4年)2月24日から、2018年(平成30年)4月18日に諮問した専門の事項に関する審議が終了するまで

### (3) 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市いじめ問題調査委員会規則第6条の規定により、委員を委嘱する必要による。

### [参 考]

藤沢市いじめ問題調査委員会規則 抜粋  
(専門委員)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、調査審議に必要な専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する審議が終了するまでの間とする。